

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定について

平成 22 年 4 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

・ 制定の趣旨

協会員におけるインサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の更なる整備・強化等の対応の観点から、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的として、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」を制定することとする。

・ 規則制定の骨子

(1) 目的及び定義規定

この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。(第 1 条)

「法人関係情報」、「管理部門」及び「法人関係部門」の定義を規定する。(第 2 条)

(2) 法人関係情報の管理部門の明確化

協会員は、管理部門を定めなければならないこととする。(第 3 条)

(3) 社内規則の制定

協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。(第 4 条)

- イ 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- ロ 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- ハ 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- ニ 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- ホ 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- ヘ 禁止行為に関する事項
- ト その他協会員が必要と認める事項

(4) 法人関係情報を取得した際の手続

協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならないこととする。(第5条)

(5) 法人関係情報の管理

協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。

協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。

協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。(第6条)

(6) 管理態勢の充実

協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならないこととする。(第7条)

・ 施行の時期

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」

（目 的）

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

（法人関係情報の管理部門の明確化）

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

（社内規則の制定）

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

（法人関係情報を取得した際の手続）

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

（法人関係情報の管理）

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

（管理態勢の充実）

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。